

証 明 書

社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会の令和5年度（自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日）における決算の結果、令和4年度純資産の合計、金 参拾貳億五千四百貳拾壹萬八千六百七拾参円也（¥3, 254, 218, 673） が、金 六千六萬六千貳百七拾五円也（¥60, 066, 275）の減額となったので、令和6年 3月 31日現在の純資産の合計は、金 参拾壹億九千四百壹拾五萬貳千参百九拾八円也（¥3, 194, 152, 398）であることを証明します。

令和6年 5月 24日

社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会

監 事

武藤 武志 

監 事

佐々木 正明 

監査報告書

令和6年 5月24日

社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会

理事長 垣迫裕俊 殿

監事

武藤武志 

監事

佐々木正明 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上